

平成 23 年 10 月 17 日
練馬区健康福祉事業本部
地域医療担当部地域医療課

日本大学医学部付属練馬光が丘病院の運営終了について

学校法人日本大学（以下「日本大学」）より、平成 24 年 3 月 31 日（土）をもって日本大学医学部付属練馬光が丘病院（以下「日大練馬光が丘病院」）の運営から撤退するという申し出がありました。

区は、区民の皆さまが安心して地域医療を受けられる体制を継続するため、病院の新たな運営主体を下記のとおり決定しました。

1. これまでの経緯

区と日本大学は「日本大学が平成 3 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 30 年間、日大練馬光が丘病院を運営する」という旨の基本協定書および公有財産貸付契約書（別紙 1）を取り交わしています。これらに基づいて、練馬区医師会立光が丘総合病院を引き継ぎ、平成 3 年 4 月に日大練馬光が丘病院が開院しました。以来現在まで、日大練馬光が丘病院は、区の中核病院として地域医療に貢献してきました。

これに対し、区は開院時や増築時に建物賃借料の免除などの支援を行ってきました。平成 21 年 9 月には、日本大学から日大練馬光が丘病院の経営状況が厳しいことから、更に病院に対する支援要請がありました。これを受けて区は、平成 21 年度と 22 年度の建物賃借料の免除や平成 22 年度の事務所賃借料の補助といった支援を行うこととしました。

しかし、平成 22 年 2 月に日本大学から区に対し「大学の理事会において、付属病院 3 か所の経営が思わしくないため、平成 23 年 3 月 31 日をもって日大練馬光が丘病院の運営から撤退することを決定した」との報告がありました。

撤退の理由として、日大練馬光が丘病院は開設以来支出超過が続いていることとしています。また、賃借期間については、民法第 604 条を根拠に、当然に 20 年に短縮され、期間満了により平成 23 年 3 月 31 日に運営を終了するものであるとの主張でした。

これに対し、区は、撤退は了承できないこと、基本協定書および公有財産貸付契約書に基づき、少なくとも平成 33 年 3 月 31 日までの 30 年間は日本大学が責任をもって病院運営を行うべきであることを主張しました。その後の協議によって、平成 23 年 3 月 31 日の撤退は一旦回避されました。

その後、区は、受診されている方をはじめ、区民の皆さまの混乱を防ぐため、病院の運営継続を求めるとともに、もし日本大学が撤退するならば、責任を持って引き継ぐ医療機関を探すように要請してきました。それにも関わらず、日本大学は撤退の意向を変

えず、引き継ぐ医療機関の紹介さえなされませんでした。

そして、平成23年7月4日に、日本大学から平成24年3月31日をもって撤退するとの正式な申し出がありました。

これに対して、区はこれまでの主張どおり、日本大学は基本協定書および公有財産貸付契約書に基づき、少なくとも30年間は病院を運営する責務を負っているのであり、日本大学に病院運営を行うことを強く望むこと、それでもなお、満了期間を待たず途中で撤退するというのであれば、自ら、責任をもって継承する医療機関を探し、引き継ぐべきであると考えます。

しかしながら、このままの状況を放置しておくことは、練馬区における地域医療の崩壊につながり、住民に多大なる不安と混乱を招くことが必至です。

区としては、日本大学が病院運営から撤退することは誠に遺憾ではありますが、区民の皆さまに安定した地域医療を継続して提供するため、日大練馬光が丘病院の担っている医療機能を新しい運営主体へ引き継ぐべきであると判断しました。

2. 新しい運営主体について

(1) 後継運営主体

法人の名称	公益社団法人 地域医療振興協会
所在地	東京都千代田区平河町二丁目6番3号
代表者	理事長 吉新 通康

(2) 決定の経過

日本大学医学部附属練馬光が丘病院の後継運営主体の決定にあたっては、平成23年7月28日に日本大学医学部附属練馬光が丘病院後継運営主体選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、「日本大学医学部附属練馬光が丘病院後継運営主体公募要項」に基づき、8月31日までに企画提案書の提出がなされた2法人について評価選定を行いました。9月12日に行われた選定委員会の選定結果を踏まえ、区は公益社団法人地域医療振興協会を後継運営主体として決定しました。

7月28日(木)	後継運営主体選定委員会(第1回)開催 (公募要項および評価項目の協議)
8月1日(月)	公募開始
8月5日(金)	公募説明会(15法人参加)
8月11日(木)	日大練馬光が丘病院見学会(9法人参加)
8月18日(木)	応募申込みの締め切り(4法人)
8月24日(水)	後継運営主体選定委員会(第2回)開催 (応募法人が運営する病院の現地調査)

- 8月31日(水) 企画提案書の締め切り(2法人提出)
- 9月6日(火) 後継運営主体選定委員会(第3回)開催
(プレゼンテーションおよびヒアリング)
- 9月12日(月) 後継運営主体選定委員会(第4回)開催
(評価選定)
- 9月14日(水) 日本大学に対して、病院運営終了および引継ぎへの協力について確認
- 9月15日(木) 後継運営主体の決定

(3) 選定委員会の審査結果および選定理由

各委員の採点結果に基づいて法人ごとに審査を行った結果、応募があった2法人のうち、各項目において評価が高く、より合計点が高かった公益社団法人地域医療振興協会を日本大学医学部付属練馬光が丘病院の後継運営主体として選定しました。特に高い評価を受けたのは以下の点です。

- ① 多くの自治体病院を管理受託しており、これにより培われたノウハウが高く評価できる。
- ② 人材の確保について積極的な姿勢がみられる。また、日大練馬光が丘病院が現在行っている小児医療や周産期医療を維持するために必要な医師数が提案されている。
- ③ 地域医療振興協会が運営している東京北社会保険病院(280床)は、分娩件数および救急車受入件数は日大練馬光が丘病院と同等または上回る実績がある。
- ④ 運営開始後に損失がでた場合の補てんを区に求めている。

[添付資料]

- 日本大学との基本協定書等(抜粋) 別紙1
- 日大練馬光が丘病院の沿革 別紙2

日本大学との基本協定書等

日本大学医学部付属練馬光が丘病院の設置運営に関する基本協定書（抜粋）

（目的）

第1条 この協定は、学校法人日本大学が設置運営する付属病院が、地域医療の充実に資するとともに、診療・教育および研究の向上に寄与することを目的とする。

（病院施設等の貸付け）

第4条 区は、大学に対し、区が所有する病院用の建物を適正な価格をもって貸し付ける。ただし、議会の議決を得て減免を行うことができる。

3 貸付契約は、別途締結する。

（保証金）

第8条 大学は、本協定およびこの協定の第4条第3項に定める貸付契約を締結するにあたり、保証金50億円を区に差し入れるものとする。

2 保証金は、契約期間満了時において、区から大学へ返還するものとする。

3 保証金の扱いについては、別途協議のうえ定めるものとする。

公有財産貸付契約書（抜粋）

（貸借期間）

第3条 貸借の期間は、平成3年4月1日から平成33年3月31日までの30年間とし、特段の事由がないときは本契約は、更新するものとする。

（保証金）

第15条 協定書第8条で定める保証金の差し入れ期間は、第3条に定める期間と同様とする。

練馬区公有財産管理規則

(貸付期間)

第 28 条 法第 238 条の 5 第 1 項の規定に基づき、普通財産を貸し付ける場合は、つぎの各号に掲げる期間を超えることができない。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、この期間を超えて別に期間を定めることができる。

- (1) 臨時的使用を目的として土地およびその土地の定着物を貸し付ける場合は、2 年
- (2) 前号を除くほか、土地および土地の定着物を貸し付ける場合は、30 年
- (3) 臨時的使用を目的として建物を貸し付ける場合は、1 年
- (4) 前号を除くほか、建物を貸し付ける場合は、5 年
- (5) 土地および建物以外のものを貸し付ける場合は、1 年

地方自治法

(普通財産の管理及び処分)

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

民法 604 条 (賃貸借の存続期間)

- ① 賃貸借の存続期間は、二十年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、二十年とする
- ② 賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新のときから二十年を超えることができない。

借地借家法 29 条 (建物賃貸借の期間)

- ① 期間を一年未満とする建物の賃貸借は、期間の定めがない建物の賃貸借とみなす。
- ② 民法 604 条の規定は、建物の賃貸借については、適用しない。

日本大学医学部付属練馬光が丘病院の沿革について

平成23年10月17日現在

年 月	出 来 事
	基本構想 ～ 練馬区医師会立光が丘総合病院
昭和52年10月	「練馬区基本構想」を策定
同 55年10月	「光が丘地区病院誘致方針」を決定
同 57年12月	「光が丘地区医療施設誘致構想」を決定
同 59年4月	練馬区医師会立病院の誘致を決定
同 61年11月	練馬区医師会立光が丘総合病院を開設 (173床)
平成元年	2期分の127床を増床し、病床を300床とする。
同 2年9月	練馬区医師会が経営断念を表明
同 3年1月	新経営主体として学校法人日本大学を選定
同 3年3月	練馬区医師会立光が丘総合病院を廃止
	日本大学医学部付属練馬光が丘病院 ～ 現在
平成3年4月	日本大学医学部付属練馬光が丘病院を開設 「日本大学医学部付属練馬光が丘病院の設置運営に関する基本協定書」「公有財産貸付契約書」を練馬区と日本大学で締結 賃貸料を5年間免除
同 8年4月	建物賃貸料を改定 (年額38,000千円、3年間)
同 9年10月～ 11年3月	南館増築工事 (平成11年6月1日開設)
同 11年4月	建物賃貸料を改定 (年額79,640千円、5年間。増築棟分41,640千円は3年間免除)
同 11年6月	増築棟 (南館) 開設 (許可病床数320床に)
同 16年4月	建物賃貸料を改定 (年額66,255千円、3年間)
同 17年4月～ 18年3月	手術室増設工事を実施 ※ 増設工事により手術室は5室
同 19年4月	建物賃貸料を改定 (年額65,760千円、5年間)
同 22年4月	建物賃貸料を改定 (平成21・22年度を免除)
同 22年4月	事務室 (光が丘都市センター) の賃借料を区が負担 (年額9,960千円)